

大和・木津川地域森林計画の 変更計画書

(大和・木津川森林計画区)

計画期間 自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

令和 5年 1月13日 奈良県公告で公表
令和 6年 1月 9日 奈良県公告で公表

奈 良 県

目 次

I はじめに

- 1 森林計画制度の意義と仕組み ----- <変更なし>
- 2 森林計画の概要 ----- 1
- 3 奈良県における森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する施策 --- <変更なし>

II 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況 ----- <変更なし>
 - (1) 自然的背景 ----- <変更なし>
 - (2) 社会・経済的背景 ----- <変更なし>
 - (3) 森林・林業の概況 ----- <変更なし>
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 ----- <変更なし>
 - (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 ----- <変更なし>
 - (2) 間伐面積 ----- <変更なし>
 - (3) 人工造林・天然更新別面積 ----- <変更なし>
 - (4) 林道の開設及び拡張の数量 ----- <変更なし>
 - (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 ----- <変更なし>
 - (6) 要整備森林の森林施業の区分別面積 ----- <変更なし>
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 ----- <変更なし>
 - (1) 新たな森林環境管理制度の導入 ----- <変更なし>
 - (2) 目指すべき森林への誘導方針 ----- <変更なし>
 - (3) 新たな森林環境管理制度の推進体制 ----- <変更なし>
 - (4) 森林環境の維持向上に関する取組 ----- <変更なし>
 - (5) 県産材の利用の促進に関する取組 ----- <変更なし>
 - (6) 担い手の養成・確保 ----- <変更なし>
 - (7) 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」及び関係法令の遵守 ----- <変更なし>
 - (8) 山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進 ----- <変更なし>

III 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 ----- 3
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ----- <変更なし>
 - 1 奈良県における森林の4機能ごとの環境管理方針 ----- <変更なし>
 - 2 全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備
及び保全に関する基本的な事項 ----- <変更なし>
 - (1) 森林の整備及び保全の目標 ----- <変更なし>
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針 ----- <変更なし>
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 ----- <変更なし>

第3	森林の整備に関する事項	-----	4
1	森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項（間伐に関する事項を除く）	-----	4
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	-----	<変更なし>
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	-----	<変更なし>
	(3) その他必要な事項	-----	<変更なし>
2	造林に関する事項	-----	4
	(1) 人工造林に関する指針	-----	4
	(2) 天然更新に関する指針	-----	<変更なし>
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	-----	<変更なし>
3	間伐及び保育に関する事項	-----	<変更なし>
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	-----	<変更なし>
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	-----	<変更なし>
	(3) その他必要な事項	-----	<変更なし>
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	-----	<変更なし>
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における 施業の方法に関する指針	-----	<変更なし>
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	-----	<変更なし>
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	<変更なし>
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	-----	<変更なし>
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	---	<変更なし>
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域)の基本的な考え方	---	<変更なし>
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	-----	<変更なし>
	(5) 路網の維持管理についての基本的な考え方	-----	<変更なし>
	(6) 林産物の搬出方法等	-----	<変更なし>
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	-----	5
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理法 (平成30年法律第35号)の規定に基づく森林経営管理制度の活用 の促進並びに森林施業の共同化に関する方針	-----	5
	(2) 森林環境管理・森林作業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----	<変更なし>
	(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	-----	<変更なし>

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	-----	6
第4 森林の保全に関する事項	-----	7
1 森林の土地の保全に関する事項	-----	7
(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	-----	7
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区	-----	<変更なし>
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	-----	<変更なし>
2 保安施設に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 保安林の整備に関する方針	-----	<変更なし>
(2) 治山事業の実施に関する方針	-----	<変更なし>
(3) 特定保安林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(4) その他必要な事項	-----	<変更なし>
3 鳥獣害の防止に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針	-----	<変更なし>
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	-----	<変更なし>
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	-----	<変更なし>
(3) 林野火災の予防の方針	-----	<変更なし>
(4) その他必要な事項	-----	<変更なし>
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	---	<変更なし>
1 保健機能森林の区域の基準	-----	<変更なし>
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	---	<変更なし>
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針		<変更なし>
(3) その他必要な事項	-----	<変更なし>
第6 計画量等	-----	8
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----	8
2 間伐面積	-----	9
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	10
4 林道の開設及び拡張に関する計画	-----	11
(1) 開設	-----	<変更なし>
(2) 拡張（改良）	-----	11
(3) 拡張（舗装）	-----	<変更なし>
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	-----	12
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	12
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	-----	<変更なし>

I はじめに

2 森林計画の概要

(1) 森林・林業基本計画

森林・林業基本計画は、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、森林・林業基本法に基づき、施策の基本方針を定めた計画です。令和3年6月に閣議決定された計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしています。

主な計画内容は、①「森林資源の適正な管理・利用」として、森林資源の循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進することとし、併せて、天然生林の保全管理や国土強靱化に向けた取組を加速させること、②「新しい林業」に向けた取組の展開」として、新技術を取り入れ、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開すること、また「長期にわたる持続的な経営」を実現できる林業経営体を育成すること、③「木材産業の競争力の強化」として、外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上すること、また中小地場工場等は、地域における多様なニーズに応える多品目の製品を供給できるようにし、地場競争力を向上することとしています。

(2) 全国森林計画

全国森林計画は、森林法の規定に基づき農林水産大臣が定める計画です。

主な計画内容は、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を示すものであり、地域森林計画の指針となります。

令和5年10月に閣議決定された全国森林計画の樹立により、現行計画変更（令和3年6月）以降に生じた情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえ、盛土等の安全対策の適切な実施、木材合法性確認の取組強化、花粉発生源対策の加速化、林業労働力の確保の促進、高度な森林資源情報の整備・活用に関する事項が追加、充実されました。

(3) 地域森林計画及び市町村森林整備計画

地域森林計画は、全国森林計画に即して、民有林について対象とする森林の区域、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備や保全の目標等を明らかにするとともに市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となる計画です。

本県においては県内を3つの森林計画区に分け、それぞれの計画区で10年を1期として5年ごとに地域森林計画を樹立し、森林に関する基本的な目標などを明らかにしています。今回は、大和・木津川森林計画区の計画を樹立しました。

市町村森林整備計画は、森林法の規定に基づき地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想となる計画です。

地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的としています。

(4) 森林経営計画

森林経営計画は、森林法の規定に基づき森林所有者又は「森林の経営の委託を受

けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

主な計画内容は、森林施業、路網の整備、森林の保護に関する事項及び森林経営の共同化に関する事項の他、森林経営の規模拡大の目標を任意事項として記載することとして、森林経営の実効性を高めることとしています。

なお、令和5年3月31日現在、奈良県内での森林経営計画がたてられた森林面積は約1.7万haになります。

Ⅲ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分	対象森林面積	備 考	
総 数	66,723		
市町村別内訳	奈良市	12,300	(他用途転用等により1ha減)
	大和郡山市	390	
	天理市	3,279	
	橿原市	142	
	桜井市	5,936	
	御所市	2,909	
	生駒市	1,805	
	香芝市	557	
	葛城市	1,322	
	宇陀市	18,273	
	山添村	4,101	
	平群町	1,114	
	三郷町	277	
	斑鳩町	320	
	曾爾村	4,128	
	御杖村	6,986	
	高取町	1,296	
	明日香村	1,324	
	上牧町	82	
王寺町	149		
広陵町	10		
河合町	23		

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。

注2 本計画の対象森林は、森林法（昭和26年法律第259号）第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出、同第10条の8第2項に基づく伐採に係る森林の状況報告及び伐採後の造林に係る森林の状況報告の対象となります。

注3 森林計画図の縦覧場所は奈良県庁及び当該市町村を所管する農林振興事務所です。

注4 計画の対象とする森林面積の総数と内訳が一致しないのは四捨五入によるものです。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項（間伐に関する事項を除く）

本県では「森と人の共生条例」のもと、森林環境の維持向上に取り組むため具体的な作業方法、特に間伐木の処理、皆伐における留意点及び皆伐跡地の確実な更新を確保することなど、森林所有者及び林業事業者が留意すべき事項をまとめた「ガイドライン」を作成しています。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、この「ガイドライン」を遵守するほか、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、花粉発生源対策など森林に対する社会的要請、施業制限の有無及び木材需要等を考慮して計画事項を定めるものとします。

2 造林に関する事項

伐採跡地の更新については、次の(1)～(3)によるもののほか、「ガイドライン」を遵守し確実な更新を図るものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等の生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件等、地域における造林種苗の需給動向及び木材の需要動向等を考慮しながら選定し、選択の規範は市町村森林整備計画において個々に定められます。これを定めるにあたっては、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、地域の自然条件と造林樹種の特質、地域における既往の成林樹種、施業体系等を考慮しながら樹種の選定が行われるように留意します。また、活着率の高さや植栽時期を選ばないなどの優位性のあるコンテナ苗の利用も推進します。また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

人工造林対象樹種としては、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、カエデ類及びケヤキを標準的な樹種とします。ただし、スギ、ヒノキ、アカマツについては、林業種苗法によって指定された母樹林及び母樹から採取した種子、さし穂で養成したものを用います。さらに、苗木の選定については、エリートツリーや特定母樹などの成長が優れた苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めます。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨とし、自然条件等、既往の造林方法等を考慮して多様な施業体系や生産目標に対応した植栽本数の適用を促すとともに、伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の推進に努めます。

なお、人工造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において個々に定められます。

(7) 植栽本数

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を標準として、地域の実情、自然的

- ・社会的条件や生産目標を考慮して定めるものとします。

樹 種	仕立方法	植栽本数 (本/ha)
ス ギ	密 仕 立	6, 0 0 0
	中 仕 立	4, 0 0 0
	粗 仕 立	2, 0 0 0～3, 0 0 0
ヒ ノ キ	密 仕 立	6, 0 0 0
	中 仕 立	4, 0 0 0
	粗 仕 立	2, 0 0 0～3, 0 0 0
そ の 他		慣行の植栽本数

(4) 標準的な方法の指針

皆伐地において、地拵えについては伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、林地の保全に配慮します。植付けについては、気候その他の自然条件等を考慮して定めます。なお、複層林化等を図る場合には上層木の適度な伐採を実施したのち、下層木としてスギ、ヒノキ又はその他耐陰性樹種を植栽する上で、植栽本数及び植栽樹種は、下層木が上層木となったときの状況を考慮して決定します。

また、恒続林又は自然林について、小面積の群状又は帯状の伐採跡地において最終的に想定する林況を考慮の上、地域特性に応じた樹種及び植栽本数を選択することとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、伐採の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林による植栽を行うものとし、択伐による伐採を行った場合は、5年以内に人工造林による植栽を行うものとします。

また、それ以外の森林において人工造林を行う場合も、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に準ずるものとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化に関する事項の実施に当たっては、以下の諸条件の整備を円滑に推進するため、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林の緊密な連携を図りつつ、以下の事項を計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づく森林経営管理制度の活用の促進並びに森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

大規模所有者については単独で施業を実施していますが、大多数を占める小規模所有者については森林経営の合理化が遅れています。

本県では「利用促進条例」に基づき、森林整備の進んでいない森林については、面的なまとまりの中で施業の集約化・団地化を図ります。

集約化による効率的な施業を行う大規模集約化団地の拡大を図り、「奈良型作業道」の整備や林業機械の導入支援により利用間伐を進め、低コスト集約化施業を推進します。

相続等によって増加する不在村所有者、境界の不明確化状況の改善を図るため、市町村長によるあっせんや、森林組合等林業事業者による森林所有者への働きかけを行い、長期の受委託契約を結ぶことにより持続的な森林管理を行うことを推進します。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の提供を促進し、面的な集約化を進めます。また、森林組合等の林業事業者は森林経営計画制度を活用し、森林経営を受託した森林について計画の作成を進め、経営規模の拡大を図ることとします。

特に本計画区においては、所有規模が小さい傾向があり、森林組合等の林業事業者による森林所有者への働きかけがより難しい状況にあることから、必要な情報の提供等取組に対する支援を推進します。

イ 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度が円滑に行われるよう、施業履歴等の森林の情報の提供や市町村が再委託する場合の意欲と能力のある林業経営者の公募・公表等市町村と連携をとりながら同制度の活用の促進を図ります。

ウ 森林施業の共同化に関する方針

森林所有者による施業実施協定の締結を進め、県が管理する森林簿や市町村が管理する林地台帳の情報等を活用し、必要に応じて森林情報の提供を行うとともに、森林施業の共同化・集約化を図る森林所有者等への支援を行います。また、市町村森林整備計画に共同化の促進に関する事項を記載するとともに、市町村、農林振興事務所、奈良県フォレスター、森林総合監理士、林業普及指導員、森林施業プランナーとも連携・協力を図りながら助言・指導等を行い、森林所有者に対する指導活動を行うものとします。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

「利用促進条例」に基づき、住宅、公共施設、商業施設や宿泊施設、暮らしの中で用いる木製品、エネルギーなど、多岐にわたる分野への県産材利用を促進し、需要の拡大を図ります。特に重点的な取組として、多くの人が利用する公共建築物に県産材を使用することで、消費者の木材利用への意識・理解を高め、住宅分野、商業施設等の非住宅分野への

利用拡大に繋がります。

また、木材加工の効率化やコスト削減、品質向上等に向けた取組を支援するとともに、用途に応じた流通の合理化を推進し、競争力のある加工・流通体制の構築を図ります。重点的な取組として、建築関係事業者に対して品質・性能を明示した製材品が供給できるよう、素材生産事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の間で、必要な情報を共有し、相互に協力連携して、県産材を効率的・合理的に流通させる体制を整備します。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取・盛土等の土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、法勾配の安定を図り、必要に応じて台風による土砂の流出や崩壊の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げなど、改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	783	762	21	178	157	21	605	605	0
前半5ヵ年の計画量	419	408	11	94	83	11	325	325	0
奈良市	151	135	16	47	31	16	104	104	0
前半5ヵ年の計画量	79	71	8	26	18	8	53	53	0
大和郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天理市	28	28	0	4	4	0	24	24	0
前半5ヵ年の計画量	15	15	0	2	2	0	13	13	0
橿原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜井市	85	85	0	18	18	0	67	67	0
前半5ヵ年の計画量	45	45	0	9	9	0	36	36	0
御所市	28	28	0	4	4	0	24	24	0
前半5ヵ年の計画量	15	15	0	2	2	0	13	13	0
生駒市	16	16	0	4	4	0	12	12	0
前半5ヵ年の計画量	9	9	0	2	2	0	7	7	0
香芝市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葛城市	16	16	0	4	4	0	12	12	0
前半5ヵ年の計画量	9	9	0	2	2	0	7	7	0
宇陀市	247	242	5	53	48	5	194	194	0
前半5ヵ年の計画量	132	129	3	28	25	3	104	104	0
山添村	28	28	0	4	4	0	24	24	0
前半5ヵ年の計画量	15	15	0	2	2	0	13	13	0
平群町	2	2	0	2	2	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	1	1	0	1	1	0	0	0	0
三郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斑鳩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
曽爾村	60	60	0	12	12	0	48	48	0
前半5ヵ年の計画量	33	33	0	7	7	0	26	26	0
御杖村	85	85	0	18	18	0	67	67	0
前半5ヵ年の計画量	45	45	0	9	9	0	36	36	0
高取町	16	16	0	4	4	0	12	12	0
前半5ヵ年の計画量	9	9	0	2	2	0	7	7	0
明日香村	22	22	0	4	4	0	18	18	0
前半5ヵ年の計画量	12	12	0	2	2	0	10	10	0
上牧町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
王寺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広陵町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河合町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前半5ヵ年の計画量	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市町村別内訳

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分		面積
総数		<u>10,308</u>
前半5カ年の計画量		5,632
市町村別内訳	奈良市	1,753
	前半5カ年の計画量	956
	大和郡山市	0
	前半5カ年の計画量	0
	天理市	<u>412</u>
	前半5カ年の計画量	225
	橿原市	0
	前半5カ年の計画量	0
	桜井市	<u>1,134</u>
	前半5カ年の計画量	620
	御所市	<u>412</u>
	前半5カ年の計画量	225
	生駒市	<u>206</u>
	前半5カ年の計画量	113
	香芝市	0
	前半5カ年の計画量	0
	葛城市	<u>206</u>
	前半5カ年の計画量	113
	宇陀市	<u>3,299</u>
	前半5カ年の計画量	1,802
	山添村	<u>412</u>
	前半5カ年の計画量	225
	平群町	0
	前半5カ年の計画量	0
	三郷町	0
	前半5カ年の計画量	0
	斑鳩町	0
	前半5カ年の計画量	0
	曽爾村	<u>825</u>
	前半5カ年の計画量	451
御杖村	<u>1,134</u>	
前半5カ年の計画量	620	
高取町	<u>206</u>	
前半5カ年の計画量	113	
明日香村	<u>309</u>	
前半5カ年の計画量	169	
上牧町	0	
前半5カ年の計画量	0	
王寺町	0	
前半5カ年の計画量	0	
広陵町	0	
前半5カ年の計画量	0	
河合町	0	
前半5カ年の計画量	0	

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	874	100
前半5カ年の計画量	442	50
奈良市	183	30
前半5カ年の計画量	93	12
大和郡山市	0	0
前半5カ年の計画量	0	0
天理市	35	5
前半5カ年の計画量	18	3
橿原市	0	0
前半5カ年の計画量	0	0
桜井市	114	5
前半5カ年の計画量	57	3
御所市	52	2
前半5カ年の計画量	27	1
生駒市	9	2
前半5カ年の計画量	4	1
香芝市	0	0
前半5カ年の計画量	0	0
葛城市	26	2
前半5カ年の計画量	13	1
宇陀市	184	27
前半5カ年の計画量	93	14
山添村	35	7
前半5カ年の計画量	18	4
平群町	9	2
前半5カ年の計画量	4	1
三郷町	0	2
前半5カ年の計画量	0	1
斑鳩町	0	2
前半5カ年の計画量	0	1
曾爾村	70	7
前半5カ年の計画量	35	4
御杖村	105	7
前半5カ年の計画量	53	4
高取町	17	0
前半5カ年の計画量	9	0
明日香村	35	0
前半5カ年の計画量	18	0
上牧町	0	0
前半5カ年の計画量	0	0
王寺町	0	0
前半5カ年の計画量	0	0
広陵町	0	0
前半5カ年の計画量	0	0
河合町	0	0
前半5カ年の計画量	0	0

市町村別内訳

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(2) 拡張(改良)

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	奈良市	水 台	30	71			
〃	〃	〃	〃	一 体	20	198			
	計			2 路 線	50				
拡張	自動車道 (改良)	林道	宇陀市	焼 木	300	112			
〃	〃	〃	〃	ボ タ ニ	480	59			
〃	〃	〃	〃	諸木野石割峠	100	106			
〃	〃	〃	〃	荷 阪	150	153			
〃	〃	〃	〃	御 殿	100	98			
〃	〃	〃	〃	日 貝 谷	50	47			
〃	〃	〃	〃	ヌ タ 谷	100	58			
〃	〃	〃	〃	奥 の 森 米 山	100	51			
〃	〃	〃	〃	ナ シ ノ 木	100	32			
〃	〃	〃	〃	黒 岩	30	199			
	計			10 路 線	1,510				
拡張	自動車道 (改良)	林道	曽爾村	竜口夫婦川	563	(685) 137			
	計			1 路 線	563				
改 良 合 計				13 路 線	2,123				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林種類	面積	前半5ヵ年の計画面積	備考
総数（実面積）	7,579	7,096	
水源涵養のための保安林	5,432	4,976	
災害防備のための保安林	2,053	2,026	
保健、風致の保存等のための保安林	709	709	

- 注1 水源涵養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 注2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号～第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号～11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 注4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除	種類	森林の所在	面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村		前半5ヵ年の計画面積		
指定	水源涵養のための保安林	総数	908	452	水源涵養のため	
		奈良市	250	125		
		天理市	2	1		
		御所市	71	35		
		葛城市	2	1		
		宇陀市	147	73		
		山添村	104	52		
		曾爾村	9	4		
		御杖村	322	161		
	高取町	1	0			
	災害防備のための保安林	総数	46	20	災害防備のため	
		奈良市	8	4		
		大和郡山市	1	0		
		天理市	2	1		
		橿原市	0	0		
		桜井市	2	1		
		御所市	3	1		
		生駒市	5	2		
		葛城市	2	1		
		宇陀市	10	5		
		山添村	2	1		
		平群町	0	0		
		三郷町	0	0		
		斑鳩町	1	0		
		曾爾村	4	2		
		御杖村	4	2		
	高取町	1	0			
明日香村	1	0				
王寺町	0	0				
解除	水源涵養のための保安林	総数	2	2	公益上の理由	
		奈良市	1	1		
		葛城市	1	1		
	水源涵養のための保安林	総数	1	1	指定理由の消滅	
		奈良市	1	1		
	災害防備のための保安林	総数	2	2	指定理由の消滅	
		宇陀市	1	1		
御杖村		1	1			
保健、風致の保存等のための保安林	三郷町	1	1	指定理由の消滅		